

総務委員会資料

1 平成31年第1回定例会提出予定議案の説明

- (2) 議案第7号 川崎市地方卸売市場業務条例の一部を改正する
条例の制定について

資 料 新旧対照表

経 済 労 働 局

平成31年2月6日

川崎市地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例新旧対照表（第1条関係）

改正後	改正前
<p>○川崎市地方卸売市場業務条例 平成18年11月27日条例第70号 (卸売をした物品の相手方の明示及び引取り)</p> <p>第46条 卸売業者は、規則で定めるところにより、その卸売をした物品を買い受けた仲卸業者又は売買参加者が明らかになるよう措置しなければならない。</p> <p>2 仲卸業者及び売買参加者は、卸売業者から買い受けた物品を、速やかに引き取らなければならない。</p> <p>3 卸売業者は、仲卸業者又は売買参加者が買い受けた物品の引取りを怠ったと認められるときは、仲卸業者又は売買参加者の費用でその物品を保管し、又は催告をしないで他の者に卸売をすることができる。</p> <p>4 卸売業者は、前項の規定により他の者に卸売をした場合において、その卸売価格（せり売若しくは入札又は相対取引に係る価格に<u>100分の110</u>（<u>所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第34条第1項第1号に規定する飲食料品（以下「軽減対象資産」という。）にあつては、100分の108</u>）を乗じたものをいう。以下同じ。）が<u>前項</u>の仲卸業者又は売買参加者に対する卸売価格より低いときは、その差額をその仲卸業者又は売買参加者に請求することができる。</p> <p>(卸売予定数量等の報告)</p> <p>第50条 卸売業者は、規則で定めるところにより、毎開場日、規則で定める時刻までに、当日卸売をする物品について、品目ごとの数量及び主要な産地を指定管理者に報告しなければならない。</p> <p>2 卸売業者は、規則で定めるところにより、毎開場日、当日卸売をした物品について、売買取引の方法ごとに、品目ごとの卸売の数量及び主要な産地並びに高値、中値及び安値に区分した卸売価格を指定管理者に報告しな</p>	<p>○川崎市地方卸売市場業務条例 平成18年11月27日条例第70号 (卸売をした物品の相手方の明示及び引取り)</p> <p>第46条 卸売業者は、規則で定めるところにより、その卸売をした物品を買い受けた仲卸業者又は売買参加者が明らかになるよう措置しなければならない。</p> <p>2 仲卸業者及び売買参加者は、卸売業者から買い受けた物品を、速やかに引き取らなければならない。</p> <p>3 卸売業者は、仲卸業者又は売買参加者が買い受けた物品の引取りを怠ったと認められるときは、仲卸業者又は売買参加者の費用でその物品を保管し、又は催告をしないで他の者に卸売をすることができる。</p> <p>4 卸売業者は、前項の規定により他の者に卸売をした場合において、その卸売価格（せり売若しくは入札又は相対取引に係る価格に<u>100分の108</u>を乗じたものをいう。以下同じ。）が<u>同項</u>の仲卸業者又は売買参加者に対する卸売価格より低いときは、その差額をその仲卸業者又は売買参加者に請求することができる。</p> <p>(卸売予定数量等の報告)</p> <p>第50条 卸売業者は、規則で定めるところにより、毎開場日、規則で定める時刻までに、当日卸売をする物品について、品目ごとの数量及び主要な産地を指定管理者に報告しなければならない。</p> <p>2 卸売業者は、規則で定めるところにより、毎開場日、当日卸売をした物品について、売買取引の方法ごとに、品目ごとの卸売の数量及び主要な産地並びに高値、中値及び安値に区分した卸売価格を指定管理者に報告しな</p>

改正後	改正前
<p>なければならない。</p> <p>3 卸売業者は、規則で定めるところにより、前月中に卸売をした物品の市況並びに数量及び卸売金額（せり売若しくは入札又は相対取引に係る金額に<u>100分の110（軽減対象資産にあつては、100分の108）</u>を乗じて得た額をいう。以下同じ。）を市長に報告しなければならない。</p> <p>4 仲卸業者は、規則で定めるところにより、前月中に販売した物品の数量及び販売金額を市長に報告しなければならない。</p> <p>5 市長は、規則で定めるところにより、関連事業者に対し、前月中の業務の実績について報告を求めることができる。</p>	<p>なければならない。</p> <p>3 卸売業者は、規則で定めるところにより、前月中に卸売をした物品の市況並びに数量及び卸売金額（せり売若しくは入札又は相対取引に係る金額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額をいう。以下同じ。）を市長に報告しなければならない。</p> <p>4 仲卸業者は、規則で定めるところにより、前月中に販売した物品の数量及び販売金額を市長に報告しなければならない。</p> <p>5 市長は、規則で定めるところにより、関連事業者に対し、前月中の業務の実績について報告を求めることができる。</p>
<p>（仕切り及び送金）</p> <p>第52条 卸売業者は、受託物品の卸売をしたときは、委託者に対してその卸売をした日の翌日までに、当該卸売をした物品の品目、等級、単価（せり売若しくは入札又は相対取引に係る価格をいう。以下この条において同じ。）、数量、単価と数量の積の合計額、当該合計額の<u>100分の10（軽減対象資産にあつては、100分の8）</u>に相当する金額、当該合計額の<u>100分の110（軽減対象資産にあつては、100分の108）</u>に相当する金額（以下この条において「仕切金額」という。）（当該委託者の責めに帰すべき理由により第56条第1項ただし書の規定による卸売代金の変更をした物品については、当該変更に係る品目、等級、単価、数量、単価と数量の積の合計額、当該合計額の<u>100分の10（軽減対象資産にあつては、100分の8）</u>に相当する金額及び仕切金額）、控除すべき第54条の規定により届け出た委託手数料、当該卸売に係る費用のうち委託者の負担となる費用の項目及び金額（消費税額及び地方消費税額を含む。）並びに仕切金額から当該委託手数料及び当該費用の金額を差し引いた額（以下「売買仕切金」という。）を正確に記載した売買仕切書並びに売買仕切金を送付しなければならない。ただし、売買仕切書又は売買仕切金の送付について特約がある場合は、この限りでない。</p>	<p>（仕切り及び送金）</p> <p>第52条 卸売業者は、受託物品の卸売をしたときは、委託者に対してその卸売をした日の翌日までに、当該卸売をした物品の品目、等級、単価（せり売若しくは入札又は相対取引に係る価格をいう。以下この条において同じ。）、数量、単価と数量の積の合計額、当該合計額の<u>100分の8</u>に相当する金額、当該合計額の<u>100分の108</u>に相当する金額（以下この条において「仕切金額」という。）（当該委託者の責めに帰すべき理由により第56条第1項ただし書の規定による卸売代金の変更をした物品については、当該変更に係る品目、等級、単価、数量、単価と数量の積の合計額、当該合計額の<u>100分の8</u>に相当する金額及び仕切金額）、控除すべき第54条の規定により届け出た委託手数料、当該卸売に係る費用のうち委託者の負担となる費用の項目及び金額（消費税額及び地方消費税額を含む。）並びに仕切金額から当該委託手数料及び当該費用の金額を差し引いた額（以下「売買仕切金」という。）を正確に記載した売買仕切書並びに売買仕切金を送付しなければならない。ただし、売買仕切書又は売買仕切金の送付について特約がある場合は、この限りでない。</p>

改正後	改正前
<p>(買受代金の即時支払義務)</p> <p>第55条 仲卸業者及び売買参加者は、卸売業者から買い受けた物品の引渡しを受けると同時に（卸売業者があらかじめ仲卸業者及び売買参加者と支払猶予の特約をしたときは、その特約において定められた期日までに）、買い受けた物品の代金（買い受けた額に<u>100分の110</u>（軽減対象資産にあっては、<u>100分の108</u>）を乗じて得た額とする。）を支払わなければならない。</p> <p>2 仲卸業者から物品を買い受けた者は、仲卸業者に対し、買受代金をできるだけ早期に支払うよう努めなければならない。</p>	<p>(買受代金の即時支払義務)</p> <p>第55条 仲卸業者及び売買参加者は、卸売業者から買い受けた物品の引渡しを受けると同時に（卸売業者があらかじめ仲卸業者及び売買参加者と支払猶予の特約をしたときは、その特約において定められた期日までに）、買い受けた物品の代金（買い受けた額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額とする。）を支払わなければならない。</p> <p>2 仲卸業者から物品を買い受けた者は、仲卸業者に対し、買受代金をできるだけ早期に支払うよう努めなければならない。</p>
<p>(利用料金等)</p> <p>第64条 施設利用者は、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。</p> <p>2 前項に規定する利用料金は、月単位で支払うものとし、その額は、<u>別表第5の金額に100分の110を乗じて得た額（土地利用料金のうち1月以上の利用に係る利用料金にあっては、同表の金額）の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定める。</u>この場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>3 市場において使用する電力、電話、ガス、水道等の費用及びこれらの設備の維持等に要する費用で市長の指定するものは、施設利用者の負担とする。</p> <p>4 第59条第2項ただし書の規定により市場施設を本来の用途以外の用途に</p>	<p>(利用料金等)</p> <p>第64条 施設利用者は、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。</p> <p>2 前項に規定する利用料金は、月単位で支払うものとし、その額は、<u>次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</u>この場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(1) <u>卸売業者市場利用料金、仲卸業者市場利用料金及び関連事業者市場利用料金 別表第5の金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定める額</u></p> <p>(2) <u>前号以外の利用料金 別表第5の金額に100分の108を乗じて得た額（土地利用料金のうち1月以上の利用に係る利用料金は、同表の金額）の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定める額</u></p> <p>3 市場において使用する電力、電話、ガス、水道等の費用及びこれらの設備の維持等に要する費用で市長の指定するものは、施設利用者の負担とする。</p> <p>4 第59条第2項ただし書の規定により市場施設を本来の用途以外の用途に</p>

改正後	改正前
<p>利用するときは、指定管理者は、施設利用者に本来の用途の利用料金に相当する額を支払わせることができる。</p> <p>5 利用料金については、利用期間が1月に満たない場合は、日割計算による。</p> <p>6 施設利用者は、その指定又は許可を受けた施設を利用しない場合であっても利用料金を支払わなければならない。</p> <p>7 利用料金は、指定管理者の収入とする。</p> <p>8 利用料金の支払の方法は、規則で定める。</p>	<p>利用するときは、指定管理者は、施設利用者に本来の用途の利用料金に相当する額を支払わせることができる。</p> <p>5 利用料金については、利用期間が1月に満たない場合は、日割計算による。</p> <p>6 施設利用者は、その指定又は許可を受けた施設を利用しない場合であっても利用料金を支払わなければならない。</p> <p>7 利用料金は、指定管理者の収入とする。</p> <p>8 利用料金の支払の方法は、規則で定める。</p>

別表第5（第64条関係）

（月額）

種別	金額	
卸売業者市場利用料金	卸売金額に110分の100（軽減対象資産の卸売にあつては、108分の100）を乗じて得た額の1,000分の3	
仲卸業者市場利用料金	仲卸業者が第47条第2項により届け出た場合は、その買入物品の販売金額（消費税額及び地方消費税額を含む。以下同じ。）に110分の100（軽減対象資産にあつては、108分の100）を乗じて得た額の1,000分の3	
関連事業者市場利用料金	第1種関連事業の許可を受けた者のうち、生鮮食料品等の販売をするものについては、その販売金額に110分の100（軽減対象資産にあつては、108分の100）を乗じて得た額の1,000分の3	
卸売業者売場利用料金	1平方メートルにつき	500円
卸売業者低温売場利		1,100円

別表第5（第64条関係）

（月額）

種別	金額	
卸売業者市場利用料金	卸売金額の1,000分の3	
仲卸業者市場利用料金	仲卸業者が第47条第2項により届け出た場合は、その買入物品の販売金額（消費税額及び地方消費税額を含む。以下同じ。）の1,000分の3	
関連事業者市場利用料金	第1種関連事業の許可を受けた者のうち、生鮮食料品等の販売をするものについては、その販売金額の1,000分の3	
卸売業者売場利用料金	1平方メートルにつき	500円
卸売業者低温売場利		1,100円

改正後				改正前			
用料金				用料金			
仲卸業者売場利用料金		1,000円		仲卸業者売場利用料金		1,000円	
関連事業者店舗利用料金		1,200円		関連事業者店舗利用料金		1,200円	
事務所利用料金		1,000円		事務所利用料金		1,000円	
倉庫利用料金		1,000円		倉庫利用料金		1,000円	
発酵室利用料金	建物234平方メートル及び機械一式	221,000円		発酵室利用料金	建物234平方メートル及び機械一式	221,000円	
土地利用料金	1平方メートルにつき	670円		土地利用料金	1平方メートルにつき	670円	
買荷保管所利用料金		500円		買荷保管所利用料金		500円	
冷蔵施設利用料金		2,500円		冷蔵施設利用料金		2,500円	
保冷施設利用料金		1,300円		保冷施設利用料金		1,300円	
指定駐車場利用料金		400円		指定駐車場利用料金		400円	

川崎市地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例新旧対照表（第2条関係）

改正後	改正前
<p>○川崎市地方卸売市場業務条例 平成18年11月27日条例第70号 (卸売をした物品の相手方の明示及び引取り)</p> <p>第46条 卸売業者は、規則で定めるところにより、その卸売をした物品を買い受けた仲卸業者又は売買参加者が明らかになるよう措置しなければならない。</p> <p>2 仲卸業者及び売買参加者は、卸売業者から買い受けた物品を、速やかに引き取らなければならない。</p> <p>3 卸売業者は、仲卸業者又は売買参加者が買い受けた物品の引取りを怠ったと認められるときは、仲卸業者又は売買参加者の費用でその物品を保管し、又は催告をしないで他の者に卸売をすることができる。</p> <p>4 卸売業者は、前項の規定により他の者に卸売をした場合において、その卸売価格（せり売若しくは入札又は相対取引に係る価格に100分の110（<u>消費税法（昭和63年法律第108号）別表第1第1号</u>に規定する飲食料品（以下「軽減対象資産」という。）にあつては、100分の108）を乗じたものをいう。以下同じ。）が前項の仲卸業者又は売買参加者に対する卸売価格より低いときは、その差額をその仲卸業者又は売買参加者に請求することができる。</p>	<p>○川崎市地方卸売市場業務条例 平成18年11月27日条例第70号 (卸売をした物品の相手方の明示及び引取り)</p> <p>第46条 卸売業者は、規則で定めるところにより、その卸売をした物品を買い受けた仲卸業者又は売買参加者が明らかになるよう措置しなければならない。</p> <p>2 仲卸業者及び売買参加者は、卸売業者から買い受けた物品を、速やかに引き取らなければならない。</p> <p>3 卸売業者は、仲卸業者又は売買参加者が買い受けた物品の引取りを怠ったと認められるときは、仲卸業者又は売買参加者の費用でその物品を保管し、又は催告をしないで他の者に卸売をすることができる。</p> <p>4 卸売業者は、前項の規定により他の者に卸売をした場合において、その卸売価格（せり売若しくは入札又は相対取引に係る価格に100分の110（<u>所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第34条第1項第1号</u>に規定する飲食料品（以下「軽減対象資産」という。）にあつては、100分の108）を乗じたものをいう。以下同じ。）が前項の仲卸業者又は売買参加者に対する卸売価格より低いときは、その差額をその仲卸業者又は売買参加者に請求することができる。</p>